

令和 3 年度調査結果に基づくいじめ問題の現状の捉え方と取組の方向性

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p>1 認知件数</p> <p>埼玉県（国公立） 認知件数 31,111 件 （R2 年度 26,241 件）</p> <p>全 国（国公立） 認知件数 615,351 件 （R2 年度 517,163 件）</p> <p>・児童生徒 1,000 人当たり</p> <p>埼玉県（国公立） 42.7 件（R2 年度 35.7 件）</p> <p>全 国（国公立） 47.7 件（R2 年度 39.7 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県のいじめ認知件数は 31,111 件で全国と同様に前年度と比べ増加した。全国のおいじめの認知件数は、R2 年度に大幅な減少となったが、R3 年度は再び増加となった。埼玉県は、R2 年度に引き続き増加している。 ・ 認知件数が増加した要因としては、学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、法におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加したと捉えられる。 ・ 引き続き、いじめの未然防止の取組も含めた、法に基づく対応の徹底を目指すべきと考えている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>いじめの定義</u></p> <p>「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員を対象とした研修等を通じて、いじめの定義等を周知し、適切な認知及び対応ができるよう引き続き取り組んでいく必要がある。

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性
<p><u>2 いじめ発見のきっかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施状況 埼玉県（国公立） 98.0%（R2年度 96.9%） 全 国（国公立） 97.1%（R2年度 97.3%） ・「本人からの訴え」の割合 埼玉県（国公立） 20.0%（R2年度 18.4%） ・「被害児童生徒の保護者からの訴え」の割合 埼玉県（国公立） 11.1%（R2年度 9.7%） ・相談機関からの情報 埼玉県（国公立） 30件（R2年度 20件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のアンケート調査実施率は、全国を上回っている。引き続き、いじめを早期発見するための一つのツールであるアンケート調査の実施頻度や回数、実施時期等について見直しを継続的に行う必要がある。 ・学校の教職員以外からの情報による発見では、「本人からの訴え」が一番多く、次いで「被害児童生徒の保護者からの訴え」が多い。これは、児童生徒や保護者へいじめの理解が今まで以上に広がった結果であると捉えられる。 ・相談機関等からの情報による発見件数は、若干増加した。児童生徒のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、引き続き、実態に合った相談しやすい環境を充実させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内において児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。 ・児童生徒や保護者に対して、いじめ問題に関する正しい理解を入学の段階から啓発していく。 ・児童生徒にとってハードルが低いSNSを活用した相談窓口など、学校外の相談機関の周知に努める。

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性																								
<p>3 いじめの態様</p> <p>埼玉県（国公立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「冷やかしやからかいなど」18,453件 (R2年度 15,725件) <p>・「ネットいじめ」の割合</p> <p>埼玉県（国公立）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>381件</td><td>(R2 292件)</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>401件</td><td>(R2 398件)</td></tr> <tr><td>高 校</td><td>22件</td><td>(R2 48件)</td></tr> <tr><td>特 支</td><td>3件</td><td>(R2 1件)</td></tr> </table> <p>全 国（国公立）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>9,454件</td><td>(R2 7,407件)</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>9,783件</td><td>(R2 8,662件)</td></tr> <tr><td>高 校</td><td>2,454件</td><td>(R2 2,598件)</td></tr> <tr><td>特 支</td><td>209件</td><td>(R2 203件)</td></tr> </table>	小学校	381件	(R2 292件)	中学校	401件	(R2 398件)	高 校	22件	(R2 48件)	特 支	3件	(R2 1件)	小学校	9,454件	(R2 7,407件)	中学校	9,783件	(R2 8,662件)	高 校	2,454件	(R2 2,598件)	特 支	209件	(R2 203件)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての校種において「冷やかしやからかいなど」が最も多い。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「冷やかしやからかいなど」が多い背景には、以下の要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害となる児童生徒自身がいじめの行為と認識していないものが多い。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの背景には、人間関係や家庭環境、発達上の課題や精神面の不安定さ、学習への取り組み状況など、様々なものがあると捉えられる。 ・「ネットいじめ」の校種別発生件数は、特に小学校において増加している。 ・GIGA スクール構想の実現により一人一台端末の ICT 環境がスタートするなどネットがより身近になっている。今後、ネットを利用した問題事例の増加が懸念されることから、ネットの適正利用を児童生徒や保護者等に啓発する取組を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の目線に立った指導及び支援に努め、適切な認知を進めていく。 ・児童生徒が抱えているいじめにつながる背景に目を向けた指導及び支援に努める。 ・ネットの利用方法等について、児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる機会適切に指導していく必要がある。 ・ネットいじめは大人や教師の目の届きにくい場で行われるため、保護者等への啓発を進めていく必要がある。
小学校	381件	(R2 292件)																								
中学校	401件	(R2 398件)																								
高 校	22件	(R2 48件)																								
特 支	3件	(R2 1件)																								
小学校	9,454件	(R2 7,407件)																								
中学校	9,783件	(R2 8,662件)																								
高 校	2,454件	(R2 2,598件)																								
特 支	209件	(R2 203件)																								

現 状	捉え方（評価・分析）	取組の方向性															
<p>4 重大事態 埼玉県（国公立）43 件 (R2 年度 33 件) 全国（国公立） 705 件 (R2 年度 514 件)</p> <p>重大事態の件数（内訳）</p> <table border="1" data-bbox="183 582 607 715"> <thead> <tr> <th></th> <th>小</th> <th>中</th> <th>高</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>		小	中	高	合計	R3	17	19	7	43	R2	15	13	5	33	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校において増加し、特に小学校と中学校の第 1 号重大事態の発生件数が増加している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「第 1 号重大事態」増加の背景には、以下の要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からの申し立てや、いじめを理由にした転学、指定校変更などから、重大事態として対応した件数が増加している。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 重大事態となった事例では、その調査報告書の中で、以下のような課題が報告されており、引き続き学校全体で組織的に対応できる体制を充実させていく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 生徒間のトラブルを「悪ふざけ」等と捉え、いじめとして早期に対応しなかった。 いじめが発生した初期対応の段階で、部活動の顧問や担任等の教員が問題を一人で抱え込んでしまい、情報を共有するのが遅れてしまうなど、学校による組織的な対応を取らなかった。 人間関係づくりに課題がある生徒や人権意識や他人を思いやる気持ちに課題のある生徒がいる。（例：軽い気持ちでからかう行為、SNS に誹謗中傷する内容を書き込む行為等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき </div>	<ul style="list-style-type: none"> 欠席の初期段階からの登校支援に取り組むとともに、組織的対応を図り、重大事態に至らないよう早期発見・早期対応に努める。 教職員を対象とした研修などを通じて、全ての教職員がいじめ防止対策推進法に基づく適切な対応を行えるよう、同法をはじめ、ガイドライン等の内容の理解の徹底を図る。 相談窓口の周知に努める。 ソーシャルスキルを高める授業など、児童生徒の人権意識や他人を思いやる気持ちを育む指導を進める。
	小	中	高	合計													
R3	17	19	7	43													
R2	15	13	5	33													